

I 基本的な考え方

【プラン策定の趣旨】

- 国の動向、県の基本構想、これまでの取組成果と課題を踏まえ、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画
- 障害のある人や関係者の意見を反映するとともに、市町が策定する同様の計画との連携・調整を図り、市町計画の達成に資するプラン
- 災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時においても、障害のある人の「いのち」と「くらし」を守ることに資するプラン
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」（目標3（福祉）、4（教育）、8（雇用）、10（不平等を是正）、11（居住））に関する取組の加速化に寄与するプラン
- 糸賀氏らの実践をはじめ、現場の先駆的な取組を県や国における施設化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、発展を目指す

【位置付け】

- 新滋賀県障害者プラン（仮）は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるもの。
- 障害者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービス等・障害児支援の整備目標と確保策について示すもの。

【計画期間】

令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）（6年間）

※重点的取組および障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、令和6年度～令和8年度（3年間）

II 滋賀県が目指す共生社会

【基本理念と2つの視点】

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」
～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～「人」と「まち」を起点に考える

【基本目標と5つの視点】

「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らしつゝも育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」
「その人らしく」「いつでも」「だれでも」「どこでも」「みんなで取り組む」の5つの視点から施策を進める

※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む

II 滋賀県が目指す共生社会

（課題（旧））

1. 共生社会づくり

- 障害のある人が支援を受けながら地域で一人暮らしをしたり、一般企業で働いたりすることが、誰もが享有する基本的な権利であることを広く県民に認識してもらいます。
- 障害の社会モデルの考え方や、合理的配慮の提供のあり方等、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容の県民への周知が必要です。
- 障害当事者による意思決定への支援の意義や方法等について、支援者が十分に理解できていない場合があるため、意思決定支援が日常生活や社会生活の場面で十分に実施されていない状況があります。
- 段差の未解消やエレベーター等の未設置による移動や施設の利用のしにくさや、障害特性に配慮した手段での提供がされないことによる社会制度や行政情報など取得がしにくい状況があります。

2. ともに暮らす

- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活に移行するためには、グループホームなどの生活の場の充実や障害特性に応じた介助、介護、見守り等の生活支援の提供体制のさらなる充実が必要です。
- グループホームや介護や介助の支援を提供するサービスの量は増加していますが、行動障害や医療的ケア、高次脳機能障害等の専門的な支援を必要とする人に対応できる住まいの場や生活に必要な支援が十分に確保されていない状況があります。
- 相談相手として家族や通所サービス事業所職員への依存度が高く、身近な地域で日常生活の困りごとを気軽に相談できる体制や、障害福祉サービス等の利用が必要な場合のケアマネジメント体制が十分整っている状況ではありません。
- 福祉圏域単位での発達障害や重症心身障害・医療的ケア、高次脳機能障害等に関する専門的な相談支援を受けられる体制が十分整備されている状況ではありません。
- 発達障害や重症心身障害・医療的ケア、高次脳機能障害等の専門的な医療を提供できる機関が十分ではない状況があります。また、体調不良時等に障害の特性に配慮した診療が受けられる体制が十分ではない状況があります。
- 高次脳機能障害等に対する障害特性に応じた専門的なリハビリテーションの提供体制は十分とは言えない状況です。
- 行動障害や医療的ケアなどの専門的な支援を行うための職員の養成、育成が十分ではない状況があります。
- 福祉分野全体の人材不足が課題であり、特に障害分野の人材確保の困難さが顕著な状況です。
- 災害時等に障害のある人が適切に避難できたり、避難所で必要な配慮を受けながら過ごせるための準備等が十分に実施できている状況ではありません。
- 災害時ににおける障害者の避難行動支援のための個別計画の作成が十分に進んでいません。

3. ともに育ち・学ぶ

- 親の障害受容に配慮した早期発見・早期対応の取組の充実が必要です。
- 保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携して、育てにくさを感じる親への支援や、発達上の支援を必要とする子どもやその家族等の介護負担に対する支援の充実が必要です。
- 発達障害や重症心身障害・医療的ケアのある児童に対応できる児童発達支援サービスが不足しています。
- 就学前の発達支援機関等から就学に向けた学校への引き継ぎや、就学後の学校と地域における支援事業との連携の促進が必要です。
- 学校で作成される個別の教育支援計画および個別の指導計画を活用し、切れ目のない教育支援や指導内容の引き継ぎ、教育と福祉の連携などの取組を更に進める必要があります。
- 障害理解を深めるために、幼少期・学齢期に障害のある子どもがともに過ごせる環境のさらなる充実が必要です。

4. ともに働く

- 障害のある人が一般就労することについて、県民や企業における理解が不十分な場合があります。
- 特に法定雇用率を達成していない企業に障害のある人が働くことへの理解を進める必要があります。
- 更なる一般就労の促進と中小企業での障害者就労の状況把握が必要です。
- 法定雇用率の改定が影響し、企業からの障害者雇用に対する需要が増えていますが、障害者への就業支援が追いついていない状況があります。
- 一般就労に向けた訓練や適性を図るために実習を受け入れてくれる企業を更に確保する必要があります。
- 県立特別支援学校高等部に在籍する生徒を対象に実施される「しがしごと検定」は本人の働く意欲を高めるために効果が高く、企業からも本人の技能を評価しやすいという意見もあり、更に広めていく必要があります。
- 就労と生活を支えるための各相談機関の役割分担の明確化と連携を高める必要があります。

5. ともに活動する

- 障害のある人が、気軽に（障害者）スポーツ等を体験できる機会を更に充実させる必要があります。
- 造形活動や表現活動の指導を行える人材が不足しているため、充実させる必要があります。
- 障害のある人が読書や美術鑑賞を気軽にできるように、図書館や美術館等の利用しやすさを高める必要があります。
- 本人活動を支える取組が必要です。
- 支援の質を向上させるために、ピアサポートの養成と活用により支援における当事者性を高める必要があります。

III 具体的な施策
(施策の方向性)

1. 共生社会づくり

- 差別をなくし権利が譲られるために
- 自ら選び自分らしく暮らしていくために
- 情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために
- 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために

2. ともに暮らす

- 地域での安心できる暮らしのために
- 障害特性等に応じた支援の充実のために
- 保健・医療の推進のために
- 防災と防犯の推進のために
- 障害福祉を支える人材の養成及び育成・確保のために

3. ともに育ち・学ぶ

- 健やかな育ちのために
- 豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～
- 教育と福祉の一層の連携等の推進のために

4. ともに働く

- 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために
- 福祉の就労の場での支援の充実のために
- 障害特性に応じた就労支援のために
- 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために

5. ともに活動する

- 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために
- 余暇活動や社会参加を豊かにするために
- 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために

III 具体的な施策
(重点的取組)

1. 共生社会づくり

- 障害者差別の解消と障害者理解の促進
- 権利擁護の推進
- 意思決定支援の推進
- 県と市町の連携による意思決定支援の充実
- 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化

2. ともに暮らす

- 地域における住まいの場の確保
- 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実
- 地域生活を支える相談支援体制の充実
- 新型コロナウイルス等感染症への対策について
- 重症心身障害児および医療的ケア児への支援の充実
- 行動障害のある人への支援の充実
- 発達障害のある人への支援の充実
- 高次脳機能障害のある人への支援の充実
- 高齢障害者への支援の充実
- ひきこもり状態にある人への支援の充実
- 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実
- 防災体制の充実
- サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成
- 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進

3. ともに育ち・学ぶ

- 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化
- ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化
- 切れ目のない指導・支援
- 教育と福祉の連携推進

4. ともに働く

- 雇用の場の確保および拡大
- 就労移行支援と職場定着支援の充実
- 就労収入の向上
- 動き・暮らし応援センター等をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

5. ともに活動する

- 障害のある人のスポーツの推進
- 障害のある人の文化・芸術活動の推進
- 障害のある人の読書活動の推進
- 障害のある人の本人活動や交流への支援

IV 施策の推進体制と進捗管理

- それぞれに求められる役割
- P D C Aサイクルによる推進体制と進捗管理

V 資料編

- 障害のある人の状況
- 各領域の状況

III 具体的な施策
(障害福祉計画および障害児福祉計画)

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

【目標の設定】

- ①福祉施設入所者のうち地域生活へ移行する者の人数
- ②県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）
- ③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自項目】
- ※具体的な内容については、今後検討（以下同様）。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標の設定】

- ①精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
- ②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数
- ③精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数
- ④精神科入院後3ヶ月時点の退院率
- ⑤精神科入院後6ヶ月時点の退院率
- ⑥精神科入院後1年時点の退院率

【活動指標の設定】

- ①精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、[生活訓練（新規）](#)の各利用者数

3. 地域生活支援の充実（改正前：地域生活支援拠点等が有する機能の充実）

【目標の設定】

- ①地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ②強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備（新規）

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【目標の設定】

- ①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者
- ②就労定着支援事業の利用者数（改正前：福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合）
- ③就労定着支援事業所ごとの就労定着率
- ④一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合（新規）

【活動指標の設定】

- ①就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数（削除。目標の設定に記載あり）

- ①障害者に対する職業訓練の受講者数
- ②福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数
- ③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数
- ④公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

5. 障害児支援の提供体制の整備

【目標の設定】

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
- ②障害児の地域社会への参加・包摶を推進する体制の構築（改正前：保育所等訪問支援を利用できる体制の構築）
- ③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- ④重症心身障害児支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保
- ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ⑥医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる体制の構築
- ⑦医療的ケア児支援センターの設置（新規）
- ⑧障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置（新規）

【活動指標の設定】

- ①医療的ケア児を総合調整するコーディネーターの配置人数（新規）

6. 相談支援体制の充実・強化

【目標の設定】

- ①総合的・専門的な相談支援体制の強化および基幹相談支援センターの設置（新規）
- ②主任相談支援専門員の設置【県独自項目】
- ③協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（新規）

【活動指標の設定】

- ①計画相談支援および障害児相談支援に從事する相談支援専門員数【県独自項目】

7. 障害福祉サービス等の質を向上させる取組

【目標の設定】

- ①障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築

【活動指標】

- ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ③指導監査結果の関係市町村との共有
- ④相談支援専門員およびサービス管理責任者・児童発達支援